

中小企業金融円滑化法の期限到来に向けた 各金融機関の取組状況等

平成25年3月7日
北海道財務局

問合せ先
理財部 金融監督第一課
TEL 011-709-2311
内線4355

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来に向けた各金融機関の取組状況

- 道内における倒産(件数・負債総額)は、減少傾向で推移
- 貸付条件の変更等の実行率は、道内においても9割超であり、金融機関による取組みは定着している

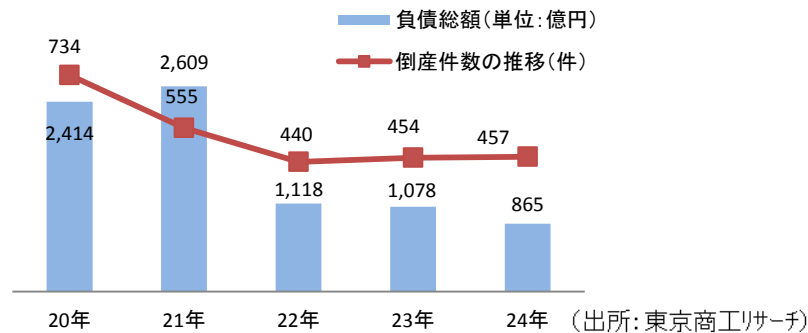
北海道の倒産件数及び負債総額

○円滑化法施行後以降、倒産件数・負債総額とも減少傾向で推移【H20年とH24年との比較】

倒産件数: ▲277件、負債総額: ▲1,549億円

○足下の倒産件数も減少(前年同月比)

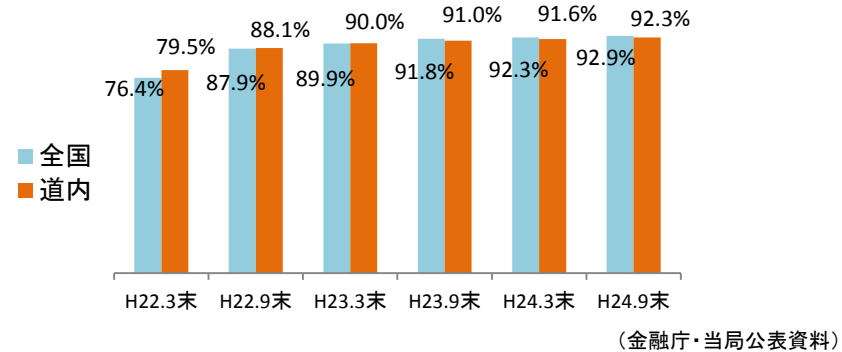
平成24年11月 ▲18.4%、平成24年12月 ▲24.2%



円滑化法適用企業の状況等

○道内においても条件変更等の実行率は9割超(24.9月期:92.3%)であり、金融機関の取組みは定着

○条件変更先の中には、金融機関が経営改善計画を策定すべきと考えていながら、策定に至っていない先もあり、このような先への取組みが引き続き課題



金融機関の取組状況

- ・ 借手抱える経営課題の解決に向け、自金融機関のコンサルティング機能を更に発揮すべく、道内全ての金融機関において研修や会議の機会を通じ組織内周知を実施しているほか、大半の金融機関では内部通達の発出による取組の徹底を図っている
- ・ 円滑化法終了後も、自金融機関の対応は法施行期間と不変であることを旨とした対応方針を、ホームページや店頭掲示により、利用者に向け発信
- ・ 顧客等との懇談会などの機会を利用し、円滑化法の終了に対する不安の払拭に努めている

円滑化法後の検査・監督の方針等に関する反響

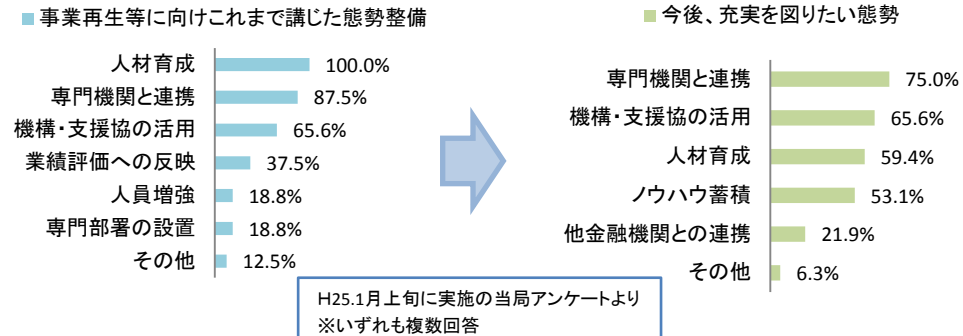
○円滑化法期限到来に向けて

- ・ 期限到来後も引き続き金融機関の経営相談を受けられ、条件変更にも応じてもらえる方策が変わらないことは歓迎できるものであり、評価している(商工団体)
- ・ 零細企業にとっては、現下の経済情勢の中では事業計画の策定自体も容易ではなく、円滑化後においても金融機関が一層きめ細やかな支援をしていく必要がある(商工団体)

2. 地域の中小企業の経営改善・事業再生への取組み

① 持続的に中小企業の経営改善等を推進するための態勢整備

- ・ 金融機関内部の人材の育成や外部の専門的知見の確保・活用は、企業サポートの根幹と位置づけ、金融機関ではその態勢整備に注力してきている
- ・ 債権者間調整を要する中小企業に対しては、引き続き再生支援協議会を積極的に活用していきたいとする意見が多い
- ・ 道内全ての銀行・信金・信組(32機関)が、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定



② 金融機関が経営改善等を進めていくうえでの課題

- ・ 後継者不在(継ぐ者がいない、あるいは親族等に継がせる意思がない)企業では、経営者に経営改善や事業継続の意欲が弱く、その意識を変えていくことは難しい
- ・ 事業譲渡を模索する場合、引受企業の選定は地域金融機関単独の取組みでは限界があるため、再生支援協議会や他の金融機関と協調するなどし、広域で取り組むことが必要
- ・ 業種転換や有望分野への経営資源集中などを検討しても、実現できるのは極めて限定的なケースであり、金融機関自体の成功体験やノウハウが、依然不足している
- ・ 再生支援の過程で、販路拡大など売上増加につながる支援を求める声が多く、ビジネスマッチングの取組みを進めているが、再建途上の企業は財務面に不安要素を抱えるため、万一の経営破綻の場合に金融機関が紹介者責任を問われないような手法(やり方)を整える必要がある

③ 企業再生支援機構・再生支援協議会との役割分担や連携について

- ・ 機構・支援協には、専門性の高い事業再生手法へのアドバイスのほか、債権者間の調整やスポンサー企業探しなどにおいて機能発揮を期待する
- ・ 金融機関の役割は、顧客との接触機会を増やし、潜在的ニーズをキャッチ、集積し、債務者から期待される相談相手としてコンサルティング機能を発揮すること
- ・ 金融機関からの助言・指導よりも、直接の当事者でない機構・支援協から明確な助言を行ってもらうことにより、経営者に対しより強い経営改善意識を与えられるため、一層のイニシアチブ発揮を期待

今後の課題と対応

【課題】

経営改善・再生支援を推し進める上で、金融機関は以下のような課題を認識

- (1)顧客ニーズの多様性に応じられていない
- (2)企業側の現状認識不足及び問題克服能力不足

【対応】

(1)顧客ニーズを踏まえた経営戦略を企業に提言できる態勢整備

- ① 金融機関の人材育成(資格取得・研修、出向→専門性の向上)
- ② 外部専門機関の活用(税理士・会計士・コンサルティング会社)
- ③ 事業再生支援については機構・支援協の活用

(2)企業側(経営者)に対する現状認識への変革

- ① 日常的・継続的な接触により信頼関係を構築し企業側の意識改革を促す
- ② 企業の問題克服能力不足を補うため金融機関がコンサルティング機能を発揮

3. 地域金融機関の今後のあり方

- 地域経済が低迷する中、金融機関は新たな資金需要の掘り起こしや収益向上のための方策が課題
- 各金融機関は、北海道の特徴を生かした産業分野の強化などに向け取組みを進めている

① 【北海道の特徴を生かした産業分野の強化】

- 今後の成長産業として再生可能エネルギーを位置付け法人部内に専担者を配置（銀行）
再生可能エネルギー発電設備等認定状況（北海道経済産業局2012年8月末）
件数：全国72,660件、北海道1,300件（1.8%）
出力（KW）：全国129万KW、北海道35万KW（40.8%）



- アグリビジネス推進室を設置、農業経営アドバイザー有資格者（金融機関全国最多の35人）を活用し農業金融を強化や農業生産法人の人材育成に取り組む（銀行）

農林水産統計平成23年農業産出額1兆137億円（全国第1位）
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区



※ 農業経営上級アドバイザー
全国の金融機関職員での有資格者5名、
うち道内に2名（銀行・信金）

② 【面的再生】

- 地公体、7信用金庫などが共同で駅及び中心街において食の祭典を開催（信金）
- 地元商店街の空店舗対策として、地公体が創業支援事業を実施するに当たって、講師として金融機関の中小企業診断士を派遣。その後の起業についても支援中（信金）

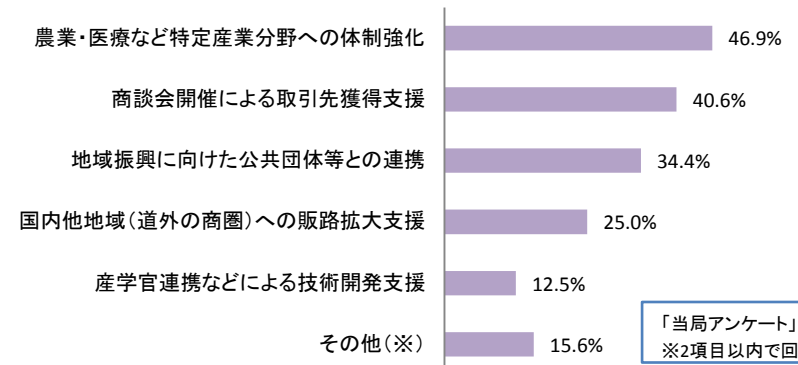
③ 【人材育成】

- 後継者・後継候補者、企業の幹部・幹部候補者、農業生産法人の経営者・後継者を対象に経営を体系的に学ぶ実践講座を開催（銀行）

④ 【産学官連携】

- 地公体・大学・企業が連携し、地元資源に付加価値を高めた商品を開発し首都圏などの商談会へ出展し、水産資源や農産物等の地域資源の販売力や情報発信力の強化を目指している（信金）

今後の貸出業務拡大や収益性向上のために、他の金融機関と差別化を図ることが有効と考えるツールは…



※「その他」の回答では、「借り手企業の経営改善支援」「地域経済の持続的発展への貢献」など